

## フリーマーケット実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、くるめ環境フェア及びサンデーリサイクル等においてフリーマーケットを開催することにより、家庭から出る不用品のリユースを推進し、ごみの排出を抑制するとともに、ごみ減量及びリユースに対する意識の高揚を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「フリーマーケット」とは環境部資源循環推進課が主催するものをいう。

2 この要領において「不用品」とは、市民の日常生活において、一度使用され、又は使用されずに不用となった物品のうち、再使用できるものをいう。

### (出店資格)

第3条 出店資格は次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 久留米市内に居住している者であること
- (2) 20歳以上の者であること
- (3) 本要領の趣旨を理解し誠実な出店及び販売を行うこと
- (4) 業としての販売を行わないこと（仕入を行い、販売する行為など）
- (5) 本要領に定める事項及び環境部資源循環推進課が定める注意事項を遵守すること

2 前項に定める条件に満たないもの及び条件に反する者については、出店を取り消すことができる。この場合において、出店料の返金を行わない。

### (出店料)

第4条 出店料は、1区画1,000円とする。

- 2 出店料は、フリーマーケット当日に現金にて徴収する。
- 3 出店料は、販売の有無に関わらず、不用品を陳列した時点で発生する。

### (出店区画)

第5条 出店区画は原則1.8メートル×2.7メートルとする。ただし、環境部資源循環推進課の都合により、出店区画に変更がある場合は、出店前までに出店者に対し、通知するものとする。

### (出店者の募集)

第6条 出店者の募集は、広報くるめ等にて行う。

### (出店者の決定)

第7条 出店希望者が募集数を超えるときは、抽選により決定する。

- 2 環境部資源循環推進課は出店者が決定した場合、すみやかに出店希望者へその結果及び出店の注意事項について通知するものとする。

(出店のキャンセル)

第8条 出店者が既に決定した出店を辞退しようとするときは、前条第2項に定める通知に記載された期日までに環境部資源循環推進課へ申し出なければならない。

- 2 天候不良時の出店の可否は、不用品を陳列する前までに出店者自身が判断すること。
- 2 天候不良によらない当日キャンセルや無断キャンセルをした者は次回以降のフリーマーケットの出店者決定に係る抽選の対象外とすることができる。

(販売品目)

第9条 販売できるものは家庭から出る不用品とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、不用品であっても、陳列及び販売することはできない。

- (1) 飲食物類（酒・タバコを含む）
- (2) 動物・植物類（種子を含む）
- (3) 薬品・化粧品類（肌に直接触れるもの、石鹼や洗剤等を含む）
- (4) 風俗営業法施行令第4条及びその他関係法令が定めるアダルトグッズ
- (5) 違法コピー商品（偽ブランド品等）
- (6) 危険品（石油、ガス類、モデルガン、ナイフ、包丁等）
- (7) 各種権利
- (8) トレーディングカード
- (9) 家電製品類等のうち、現地にて動作確認できないもの
- (10) 陳列において、転倒などの危険性があると判断できるもの
- (11) 会場内で他の出店者から購入又は調達したもの
- (12) その他市長が不適切だと判断するもの

(販売方法)

第10条 次の各号に掲げる販売方法は禁止する。

- (1) 実演販売
- (2) くじ引き等による販売
- (3) その他業としての販売とみなすことができるような行為

(その他)

第11条 会場内における事故や盗難及び不用品に関する苦情については当事者間の責任とし、環境部資源循環推進課は一切の責任を負わない。

- 2 この要領に定めない事項及び疑義が生じた場合は出店者と環境部資源循環推進課の協議のうえ決定する。

(施行期日)

この要領は平成27年9月1日から施行する。